

## 物価高騰重点支援給付金

子ども加算（5万円/18歳以下の子1人あたり）のご案内  
受給には手続きが必要です

- 物価高騰重点支援給付金（子ども加算） （扶養されている18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降の児童）の子1人あたり5万円） は、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税、令和5年1月から令和5年12月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。  
給付金を受給するためには、手続きが必要です。

- **申請期限は、令和6年6月14日（金）です。**

### 給付金の支給額

対象世帯で扶養されている子  
1人あたり5万円

### 給付金の支給時期

市が確認書(又は申請書)を受理した日から  
30日後が目安です。  
※書類に不備がある場合等は上記支給時期  
と異なる場合があります。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税非課税または住民税  
均等割のみ課税」**の世帯

令和5年1月～令和5年12月の収入が  
減少し**「住民税非課税又は均等割のみ  
課税相当」**の収入となった世帯  
(家計急変世帯)

小金井市から  
**「確認書または申請書」**が届  
きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で小金井市に住民登録  
があり、対象と思われる世帯へ文書を送付

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



**申請期限：令和6年6月14日（金）**

申請時点で小金井市に住民登録のある世帯の方  
が申請してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯

「確認書」または「申請書」が送付される世帯

- (1) 課税情報等により該当と確認できる世帯へは、「**確認書**」を送付します。  
口座情報等を確認して必要事項を記入し、**返信してください**。
- (2) 令和5年1月2日以降に小金井市に**転入**した方がいる世帯や**未申告**の方がいる世帯へは「**申請書**」を送付します。  
内容を確認し、該当する場合は、必要事項を記入し、**返信してください**。

「申請書」にて申請が必要な世帯

- (1) 令和5年12月2日以降に**新生児**が生まれた世帯
- (2) **別世帯**だが扶養している児童がいる世帯

※(2)の場合は、「物価高騰重点支援給付金別居監護申立書」をご提出ください。

申立書は、相談・受付窓口を設置の他、市ホームページに掲載しています。

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に下記窓口にご提出してください。(郵送可)

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し世帯全員が住民税非課税又は均等割のみ課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに下記の窓口にご提出ください(郵送可)。
- 申請書様式は、相談・受付窓口を設置の他、市ホームページに掲載しています。

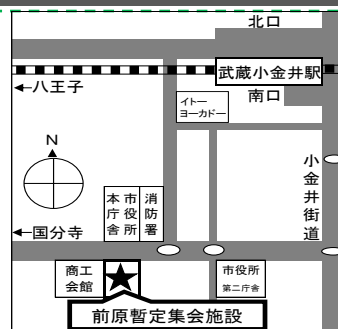
**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※ 住民税非課税又は均等割のみ課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税(所得割)非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税均等割のみ課税となる年間給与収入の目安 単身の場合: 100万円以下、母・子(1人)の場合170万円以下

## 問合せ先 小金井市物価高騰重点支援給付金(子ども加算)担当

- 【コールセンター】 TEL: 042-316-1220  
FAX: 042-316-1222 (聴覚障がいのある方など)
- 【相談・受付窓口】 小金井市前原暫定集会施設 1階  
小金井市前原町3-33-27
- 【受付時間】 ○相談・受付窓口は、平日午前9時から午後5時まで  
○コールセンターは、平日午前9時から午後5時まで  
※相談・受付窓口・コールセンターは、土曜・日曜・祝日を除く



物価高騰重点支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。